

令和元年6月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
文部科学大臣 柴山 昌彦 殿
厚生労働大臣 根本 匠 殿
国家公安委員会委員長 山本 順三 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事 後藤 啓二(弁護士)
(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

続発する救えるはずの命を救えなかった虐待死事件の再発防止のため児童相談所、市町村、警察が全件情報共有し連携して活動することを求める緊急要望書

1 本年6月5日札幌市で2歳児の詩梨ちゃんが虐待死させられる事件が起きました。昨年3月の東京都目黒区の結愛ちゃん事件、本年1月の千葉県野田市の心愛さん事件に続き、またしても児童相談所(今回は警察も)が関与しながら子どもの命を救うことができませんでした。札幌市の児相には昨年9月に通告があり、母親と面会し虐待でない判断し、リスクアセスメントシートを作成せず、本年4月の通告があった際には面会できなかつたにもかかわらずそのまま放置していました。その後本年5月に警察にも通報があり、児相は警察から2回同行を求められましたが2回とも断り、警察のみで家庭訪問していましたが、その後虐待死に至らしめてしまいました。詳しい事実関係が明らかでない現段階ですが、警察は事前に児相の把握している情報の提供を受けていたのか、警察から児相にはどのような報告がされたのか、その後児相と警察の間でどのような検討、対応がなされたのか、詳しい検証が必要です(札幌市の児相は北海道の児相と異なり、警察と全件共有と連携しての取組を実施していません。)

心愛さん事件、詩梨ちゃん事件以外にも、本年に入り、児相が知りながら警察と情報共有しないまま、極めて危険な間一髪で虐待死を免れた事件が続発しています。

- ① 福岡県筑紫野市で、福岡県の児相が虐待家庭と把握していた家庭で、8歳の女兒に母親と同居男から真冬に水風呂に長時間入れられるなどの虐待が長期間行われていた事件。教師が女兒のあざに気づき児相に通報し発覚した。福岡県の児相は「虐待ではない、緊急性が低い」と判断し、警察と情報共有していなかった(本年3月殺人未遂罪で逮捕)。
- ② 横浜市で、3歳女兒に大やけどを負わし放置した母親と同居人の男が逮捕された事件。女兒の兄の5歳男児が知り合いの大人を家に連れて行き、「妹の皮がむけている」と訴えたことがきっかけで、警察に通報がなされ、警察が体にラップをまかれ放置されている女兒を発見・保護した。母親と同居男は二人を残してパチンコに行っていた。横浜市の児相は何回か面談していたが「虐待ではない、緊急性が低い」と判断し、警察と情報共有していなかった(本年3月保護責任者遺棄罪で逮捕)。
- ③ 仙台市で、7歳の小2男児が学校の教師に「父親から投げ飛ばされ、蹴られた」と訴え、学校は翌日に児相に通告したが、児相は自ら家庭訪問もせず、警察に連絡もしないでいたところ、その3日後に児童は父親から2時間半にわたり暴行を受け続け、児童は自ら夜間に800メートルも離れた交番に助けを求めた事件(本年5月傷害罪で逮捕)。

上記の事件は、教師があざを発見しなければ(①)、5歳男児が知人に妹の被害を訴えなければ(②)、7歳男児が自ら交番に駆け込まなければ(③)、いずれも虐待死していたかもしれない事件です。福岡県、横浜市、仙台市の児相はいずれも、私どもが求める児相と警察と全件共有と連携しての活動を受け入れないままですが、教師や幼い子どもたちの行動がなければ、虐待死等重大な事案に発展したおそれがかかりあったのです。結愛ちゃん事件を引き起こした東京都、心愛さん事件を引き起こした千葉県のみならず福岡県、横浜市、仙台市等多くの自治体で、児相が案件を抱え込み警察にどこに虐待されているかすら知らせることを拒み、多くの子どもたちを非常に危険な状況に放置している現状にあります。

極めて多くの子どもたちが家庭という密室で親からの暴力にさらされ、助けを求めているのです。子どもたちは児相からだけ守られたいと思っているわけ

はないのです。警察からも守ってほしいと思っているに違いないのです。それにもかかわらず、厚労省や警察庁、東京都、札幌市、福岡県等の児相は、警察にどこに虐待されている子どもがいるかという情報さえ提供することを拒み、子どもを危険な状況に放置し、何人も何十人も子どもをみすみす虐待死に至らしめているのです。このようなことをいつまで放置するのでしょうか。あと何人救えるはずの子どもの命が救えない事件が起これば、政府は、自治体は有効な対策をとるのでしょうか。

私どもの求める要望は後記 3.に記載していますが、最低限直ちに政府がとるべき措置は、昨年 7 月 20 日の政府の緊急対策で定められた、児相から警察に情報提供される対象を「虐待による外傷事案」から「虐待が疑われるすべての事案」に改め、それを全国の自治体に示すことであり、直ちにお取りいただきますよう要望するものです。

2 私どもは、平成 26 年から児童相談所と市町村、警察との全件情報共有と連携した活動を義務付ける法改正を主要な柱とする「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、平成 27 年と平成 29 年に約 3 万 5 千人の署名とともに法改正を求める要望書を安倍内閣総理大臣宛に提出しました。

昨年 6 月東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件を受け、さらに本年 2 月千葉県野田市心愛さん事件を受け、児相と市町村、警察が全件情報共有し連携して活動することを定める法改正の実現を求める要望書を安倍総理大臣あてに提出しました。本要望書が 5 回目の安倍総理大臣あての要望書となります。しかし、私どもの要望は受け入れられず、昨年 7 月 20 日に取りまとめられた政府の緊急対策では、児相と警察との情報共有の対象は「虐待による外傷事案」に限定され、本年 5 月国会に提出された児童福祉法等の改正案にも全く取り入れられないまま、児相が関与しながら子どもを救えない同様の事件が繰り返されています。

東京都、千葉県や札幌市、福岡県、福岡市等多くの自治体ではいまだ関係機関の全件共有と連携しての活動を実施していません。国が私どもの要望を受け入れ、自治体に対して全件共有と連携しての活動の方針を打ち出していれば、東京都、千葉県や札幌市でも全件共有が実施され、それを機に両組織の間で互

いの業務の理解が進み信頼関係が構築され、より連携した活動が行われるようになっていたでしょう。そうすれば、結愛ちゃん、心愛さん、詩梨ちゃんの命を救うことができました。また、上記 1 の①、②、③の事件も、福岡県、横浜市、仙台市の児相が警察と全件共有の実施を機に、連携が進んだ取組みが行われていれば、もっと早期に子どもたちを救うことができました。政府の、厚労省・警察庁の責任は誠に重大なものがあります。

詩梨ちゃんの事案で警察も関与しながら救えなかったことをもって、児相と警察との全件共有と連携しての活動に反対する厚労省・警察庁や東京都などの自治体、日本子ども虐待防止学会(会長奥山真紀子医師、理事・事務局長山田不二子医師)や、政府への法改正の提言に児相と警察との連携に全く触れられない「児童の養護と未来を考える議員連盟」(会長塩崎恭久元厚労大臣)などは、今まで以上に児相と警察の連携に反対、あるいは消極的になられるのかもしれませんが、ほとんどの国民の方は、もっと児相と警察が事前に情報共有して連携して活動していれば救えたのに、なぜもっと協力しないのか、再発防止のためには児相と警察のこれまで以上の連携・協力が必要だ、と感じているのです。まかりまちがっても、昨年3月の東京都目黒区結愛ちゃん事件後の日本子ども虐待防止学会の反対声明のように「今回の目黒区の事件では、警察や検察が関与していましたが、子どもの死を防ぐことができませんでした。これらを考慮に入れるなら、警察への情報提供は必要な場合に限り、子どもの福祉のために効果的に行われる必要があります。」(全文は同団体のHP参照)などと児相と警察との全件共有と連携しての活動を否定する材料として利用するようなことは、子どもを守るためにあってはなりません。まさか厚労省や警察庁、国会議員、知事ら政治家の方がそのようにお考えのことはありえないことと存じております。

事実関係が詳しく判明していない段階で、報道されている情報を基にしたものですが、詩梨ちゃんを救えなかったのは、児相が1回、警察が1回と、双方が別々に1回家庭訪問ただけで虐待のリスクについて轻信し、家庭訪問以降も児相、警察、市町村等関係機関が連携して詩梨ちゃんの安否を適切な頻度で確認し、詩梨ちゃんの危険な兆候をできる限り把握するという取組を怠ったことが原因と考えられます。その背景には、札幌市の児相が、北海道の児相と異なり、警察との全件共有を拒否する、あるいは警察からの同行要請を拒否する

など組織的な連携・信頼関係が進んでいないことがあります(このことは事件後の両者の異なる発表からも見て取れます)、この事件はかえって児相と警察等関係機関の情報共有と連携の重要性、そしてその前提となる信頼関係の構築の必要性をより明確にしたものといえます。

児相が警察とともに家庭訪問していれば、虐待リスクの判断がより適切に行われ、虐待の抑止力もより強まったのではないかと考えられます。また、虐待死の直前に児相は警察から「母親が発達相談を希望している」と情報提供を受け、児相は母親に訪問や電話で3回接触を試みるが会えなかったとされていますが、面会拒否(面会不能)は危険な兆候です。この時点で児相が警察に連絡し、警察が家庭訪問していれば面会することができ衰弱していた詩梨ちゃんを救うことができたのではないかと考えられます。心愛さん事件で、心愛さんが長期欠席を始めた際に学校・児相が警察に連絡していれば、警察が家庭訪問し、心愛さんを救うことができたと考えられることと同じ状況であつたと思われれます。

これまでの多くの虐待死事件は、1回や2回の家庭訪問で「この案件は虐待ではない、緊急性が低い」などと判断した事案で起こっています。後述の3.のとおり神ならぬ人間の身で1回や2回の家庭訪問で虐待リスクを正確に判断することは極めて困難です。したがって、一つの機関が1回や2回家庭訪問しただけで親の言い分を真に受けて「この案件は虐待でない、あるいは緊急性が低い」と軽信し、他機関と情報共有も連携しての活動もしないという取組を改め、親の言い分のままに「この案件は大丈夫」などと虐待リスクを軽信することなく、幅広い関係機関で全ての案件を共有し、各機関が子どもに危険な兆候がないか見守り、危険な兆候があれば直ちに警察に連絡し警察が家庭訪問し、子どもがけが・衰弱している場合には緊急に保護する、という態勢を整備していくことこそが、本事件を含め続発する虐待死事件の再発防止に必要な取組です。そしてそのような取組は児相だけでできるはずもなく、できる限り多くの機関に虐待から子どもを守る取組に参画させる必要があります、警察との情報共有すら拒む札幌市等多くの児相と正反対の取組が必要です。

3 厚労省・警察庁にも多くの自治体にも5年間にわたり、私どもが訴え続けて

いるのは、虐待リスクの正確な判断は神ならぬ人間の身でできるわけがない、親は虐待を隠すのが通常で、子どもは自ら被害を訴えられないのだから、1回や2回の家庭訪問で「これは虐待ではない、あるいは緊急度が低い」と判断することは危険極まりない、せつかく住民から通報のあった案件を、一つの機関で「これは大丈夫」と案件を抱え込むのではなく、児相、市町村、警察、学校、病院、民生委員等多くの機関で案件を共有し、子どもに危険な兆候がないか見守ることが重要だということです。一つの機関だけで子どもを見守るよりも、子どもや家庭と接する機会のある多くの機関で見守ったほうが、子どもに安全なことは自明ですが、その大前提として、全ての虐待案件が関係機関で共有されなければなりません。いかなる機関も、どこに虐待されている子どもがいるかを知らされないまま、子どもを守るなどできないからです。

そして、その上で、多くの機関が密接に連携し、各機関で分担し、できる限り多く家庭訪問するなどし、子どもに危険な兆候がないか見守り、それが認められれば直ちに警察に連絡する、それを受け警察が直ちに家庭訪問し、けが・衰弱が認められれば緊急に子どもを保護する、子どもを守るにはそのような仕組みとするしかないのです。**「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、多くの機関相互で他機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関で密接な連携した取組ができるようにすることが最も重要です。**

私どもは政府への要望と併せて多くの自治体を訪問し、知事や市長その他の担当職員とお会いして、要望書を提出して、児童相談所と市町村、警察との全件情報共有と連携しての活動に取り組むよう要望してまいりました。その結果、私どもの要望を受けいれていただき、茨城県、愛知県、埼玉県、大阪府、群馬県、岩手県、神奈川県、名古屋市、静岡県、静岡市、浜松市、神戸市、明石市では、児童相談所と警察との全件共有の上連携した活動を実施していただいております(岐阜県、鳥取県、北海道には直接要望していないにもかかわらず実施していただき、私どもの要望活動以前から高知県、大分県、広島県、広島市では実施されております。)。さらに、現時点で多くの自治体で前向きにご検討いただいております。近々数自治体で実現される見込みです。全国的に全件情報共有と連携した活動は実現されつつあります。

しかし、続々とご理解いただいている多くの自治体と異なり、厚生労働省と警察庁は私どもの要望を 5 年にわたり頑なに拒否し続けています。結愛ちゃん事件後平成 30 年 7 月に出された政府の緊急対策では、情報共有の対象を「虐待による外傷事案」に限定してしまいました。「虐待による外傷事案」は共有すると言っても、児相の職員が気づくのは顔にけがを負わされているものだけで、腹や背中に傷を負わされている案件や真冬に水風呂にいれるなど顔を傷つける以外の虐待を受けている案件については、気づくことができず、警察と共有されないことになってしまいます。心愛さんは冷水シャワーを浴びせられ死亡しましたし、上記 1 の①の福岡県筑紫野市の事案では、親は傷がつかないように真冬に水風呂に無理やり入れていたことが明らかになっていますが、政府の方針に従う福岡県の児相は警察に通報していませんでした。悪質な親ほど外部に気づかれぬよう、顔を傷つけない方法で虐待をするのです。ですから、警察と共有する対象を「虐待による外傷」事案に限定することは、より悪質な親による虐待事案を共有しなくてよいとするものです。さらに、傷があっても「虐待によるものでない」との親の言い分を信じれば、「虐待による外傷事案」でなくなり、共有の対象とされなくなってしまいます。

以上のおり政府の基準は、一般の方でも分かる、不合理極まりないものです。幅広く子どもを守ろうとするならば、共有する対象は全件とせざるを得ないのです。「虐待による外傷事案」だけが危険で、それ以外は安全なわけがないのです。厚労省や警察庁が分からないはずはありませんから、厚労省・警察庁は「外傷がある子ども以外は連携して守らなくていい、児相が外傷がないからと警察に連絡しないまま、子どもが虐待死してもいいじゃないか」と判断していることになり、責任ある行政のとるべき対応ではありません。

厚生労働省と警察庁が私どもの要望を受け入れ、また先進的な自治体の取組を優れた取組と認めさえすれば(なぜ認めないのか全く理解不能です)、詩梨ちゃん、心愛さん、結愛ちゃんはじめ多くの子どもたちを救うことができました。

このまま役所の不作為を続けることは許されません。いつまでも同様の事件が続くだけです。そこで、下記のとおり今国会で審議されている児童福祉法・児童虐待防止法を改正していただくとともに、緊急に児童相談所が案件を抱え込んで救えるはずの子どもの命が救えないことのないよう下記につき政府の緊急対策として速やかに決定し、自治体にご指示いただきますようお願い申し

上げます。

(政府の緊急対策一直ちに決定)

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待・虐待が疑われる案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③ 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児、不登校・長期間欠席等の事案について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在・安否を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合、虐待が懸念される子どもの欠席が続く場合等子どもの安全が懸念される場合には、直ちに警察に発見・保護を要請するものとする。また、学校は児童生徒が虐待を受けている疑いがあると認めたときは直ちに警察に通報するものとする。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察

を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(都道府県には各市町村に⑥につきご指導していただくようお願いいたします。)

⑦児童相談所と市町村、警察、学校、病院、保健所等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し常に情報を共有しつつ子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

(次期国会での児童福祉法・児童虐待防止法の改正)

1 児童相談所長は、把握する虐待及び虐待の疑いのある案件について、当該案件の児童の所在地の警察署長に通報するものとする。

2 前項の案件のうち、面会拒否、威嚇的言動をする、過去に虐待歴がある、通報された家庭の所在が不明等子どもの安否を緊急に確認する必要がある事案については直ちに通報するものとする。

3 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児、不登校・長期間欠席等の事案について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在・安否を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合、虐待が懸念される子どもの欠席が続く場合等子どもの安全が懸念される場合には、直ちに警察に発見・保護を要請するものとする。

4 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

5 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

6 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが、衰弱等が認められる場合には直ちに保護することとする。

また、その他の案件についても、事案の危険性に依じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有することとする。

7 児童相談所、市町村、都道府県警察、都道府県教育委員会その他の関係機関は、虐待され、又はその疑いのある児童の安全確認、保護者への指導・支援、一時保護の実施及びその解除その他の児童の保護を行うに当たっては、児童の安全確保に万全が図られるよう、相互に情報共有と連携を図りながら協力しなければならない。

8 児童虐待防止法に規定する虐待の通報先として警察を追加する。

上記 8 は、住民等からの虐待通報は児相より警察に多数寄せられ、大都市では警察への通報が 7 割近くに上り、中でも「近隣の住民」からの通報は児相よりも圧倒的に警察に寄せられている実態にあり、また、法律に警察が規定されていないことから特に学校、病院が警察に通報せず児相に通報し、その結果虐待死に至る事例が多いことから、児童虐待防止法に規定する虐待の通報先として警察を追加することが必要です(イギリス、アメリカ、韓国などで規定されています)。

なお、都道府県ごとに児童相談所と警察との間で共通データベースを設けることにより情報共有を常時、効率的に行うことができ、それらを全国システムに発展させることにより対象家庭が住民票を残したまま転居してしまう事例な

どの調査・発見活動にも資することになりますので、将来的には共通データベースの構築により全国的なシステム整備が必要です。言うまでもありませんが、厚労省と警察庁が縦割りでなく、共通のシステムとして整備することが重要です。

4 私どもの要望活動に対しては医師や学校関係者のみならず企業経営者やジャーナリストなど数多くの方からご賛同を得ており(添付資料1)、私がお願いした方で反対された民間の方、国会議員の方は一人もおられません。なぜ児童相談所は情報共有をしないのかと驚かれる方ばかりです。反対するのは、縦割りのまま他機関との連携を嫌がり今までどおりのやり方を続けたい役人とその役人の意向に応じてしまう一部の知事、市長、あるいは厚労省の審議会等の委員を長年務めるなど厚労省や児相と関係の深い医師や学者、弁護士だけです。

大家族制、緊密な地域社会の崩壊により、家庭が密室化し、虐待増は今後とも不可避です。児童相談所だけで子どもを守ることなどできるはずありません。

子ども虐待は一つの機関で対応できるほど甘いものではなく、児童相談所のみならず市町村、警察、学校、病院、民生委員等子どもを守ることができる多くの機関が情報を共有して連携しベストを尽くして、密室化した家庭の中にいる子どもを守るしかありません。児童相談所の案件抱え込みを直ちにやめさせ、「関係機関が連携して頑張ろうーWorking Together」の理念(イギリス政府の児童虐待対応の基本理念)で取り組まなければならない、警察との全件共有はその第一歩にすぎません。縦割りのまま情報共有も連携もせず、それを一向に改めようとしない役人に任せていては何も変わりません。政治家である内閣総理大臣をはじめとする大臣のご決断しか子どもたちを救うことはできません。

結愛ちゃん事件後の昨年の政府の緊急対策、心愛さん事件後の今国会に提出されている児童福祉法等の改正案に含まれている対策は、いずれも、続発する児相が関与しながら救えるはずの命を救えなかった事件を防げない最大の原因である、児相の案件抱え込み、警察等関係機関との情報共有と連携を拒否する閉鎖的体質に全く触れるものでなく、これらの問題を何ら改善するものではありません。このままでは、いつまでも連携すれば救えたはずの子どもの命が救

えない事件が続くだけです。

以上につき、何卒よろしくご賢察賜り、救えるはずの子どもたちの命をお救いいただきますようお願い申し上げます。

以上

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事
後藤啓二(弁護士、元警察庁企画官、内閣参事官) 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤
坂パレスビル 4B Tel103-6434-5995 fax03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp
<http://www.thinkkids.jp/>

資料 1

主な賛同者の方々

[医師・病院関係] 日本医師会、日本産婦人科医会、聖路加国際病院、山田記念病院、東京都医師会、東京都看護協会、日本精神科看護協会、救急ヘリ病院ネットワーク、辻野クリニック、つがわ歯科・矯正歯科、関口医院、千船病院

[学校・施設・行政関係] 全日本私立幼稚園連合会、岩城正光(弁護士・元名古屋市副市長)、成光学園、全日本教職員連盟、東京都小学校 PTA 協議会

[企業経営者] 後藤高志(西武 HD 社長)、安部修仁(吉野家 HD 会長)、鎌田伸一郎(セントラル警備保障社長)、嘉納毅人(菊正宗酒造社長)、堀義人(グロービス経営大学院学長)、坂野尚子(ノンストレス社長)、秋田正紀(松屋社長)、五十嵐素一(白洋舎社長)、岡本毅(岡本硝子社長)、菊池廣之(極東証券会長)、福田孝太郎(フクダ電子会長)、迫本淳一(松竹社長)、古賀信行(野村 HD 会長)、清野智(JR 東日本会長)、伊藤雄二郎(三井住友銀行副頭取)、岡部俊胤(みずほフィナンシャルグループ副社長)、大野剛義(治コンサルタント社長)、柘植康英(JR 東海社長)、三浦惺(NTT 会長)、佐藤茂雄(京阪電鉄最高顧問)、佐々木隆之(JR 西日本会長)、滝久雄(ぐるなび会長)、葉田順治(エレコム社長)

[ジャーナリスト] 櫻井よしこ、細川珠生、門田隆将、大宅映子

[弁護士・公認会計士] 岡村勲(全国犯罪被害者の会元代表幹事)、迫本栄二、國廣正、芝昭彦、深澤直之、今井健夫、南賢一、河端雄太郎、大澤寿道、川本瑞紀、田中俊平、森口聡、石川正

[その他] ひょうご被害者支援センター、山下泰裕(全柔連副会長)、牛尾奈緒美(明治大学教授)、四方修、神崎邦子、かづきれいこ、島田妙子、慎泰俊(リビング・イン・ピース代表理事)、矢満田篤二(元愛知県児童福祉司・社会福祉士)

(肩書きはご賛同当時 敬称略)